

⑪〔遠山左衛門尉様より3人出府
呼出の差紙に付回答〕

(文政6年(1823))

原本：縦16.0cm×横136.0cm

訴訟で江戸へ行く人々は、江戸宿に宿泊しました。百姓宿・公事宿とも呼ばれ、訴訟手続きの代行や仲介を行い、出廷して弁護人のような役割も果たしていました。裁判を行う幕府の奉行所が、被疑者や訴訟関係者を呼び出す際、差紙と呼ばれる召状を出しましたが、これを村々に通達したのも江戸宿です。

本史料は、勘定奉行遠山左衛門尉景晋（遠山の金さんの父）からの差紙が江戸宿津嶋屋善兵衛から通達されたことに対し、羽場村の

2名が速やかに出府すると回答した請書です。



利根郡新治村羽場（現みなかみ町）
林孝雄家文書 P8503・No.568

〔釈文〕

【⑪】〔遠山左衛門尉様より3人
出府呼出の差紙に付回答〕

一遠山左衛門尉様御差

紙壹通、貴殿方御渡シ

被レ下難レ有奉レ存候、勿論

御差紙拝見仕承知

奉レ畏リ候、尤御差紙

墨付・汚等無ニ御座一候、目

限之通リ早々出府仕、

御奉行所様江御届ケ

可レ奉ニ申上二候、依而請書

奉ニ差上一候、如レ件

文政六年 名主

未四月十九日 惣兵衛

百姓

仙右衛門

馬喰町式丁目

津嶋屋善兵衛殿

(旧利根郡新治村羽場

(現みなかみ町) 林孝雄家文書

P8503・No.568)

一遠山左衛門尉様御差
紙壹通、貴殿方御渡シ
被レ下難レ有奉レ存候、勿論
御差紙拝見仕承知
奉レ畏リ候、尤御差紙
墨付・汚等無ニ御座一候、目
限之通リ早々出府仕、
御奉行所様江御届ケ
可レ奉ニ申上二候、依而請書
奉ニ差上一候、如レ件
文政六年 名主
未四月十九日 惣兵衛
百姓
仙右衛門
馬喰町式丁目
津嶋屋善兵衛殿